

水道の使用開始と中止

閩水道部総務室料金担当
(南吹田3TEL6384・1255FAX6384・1534)

水道の使用開始・中止の手続きは引っ越し日の5日前までに同担当へ。水道料金を建物の管理会社などに支払っている場合は、管理会社などに問い合わせてください。

開始 入居先に水道使用申込書があれば記入して郵送してください。直接か電話、水道部ホームページでも申し込みできます。

中止 直接か電話で、お客さま番号、住所、名前、使用中止日、引っ越し先の電話番号と住所を連絡してください。水道部ホームページでも申し込みできます。

市内での引っ越し 開始と中止の両方の手続きが必要です。

■便利でお得な口座振替・自動払込の利用を

水道料金は納入通知書で支払うより1回当たり100円安くなります。▶**申し込み通帳**と届け出印、水道料金の領収書などのお客さま番号が分かる書類を持って金融機関か料金担当へ。水道部のページ



3月17日(水)~18日(木) コンビニの証明書交付を停止

閩市マイナンバーコールセンター
(TEL6318・7775FAX6368・7346)

3月17日(水)~18日(木)は終日メンテナンスのため、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票、印鑑証明書、戸籍、課税所得証明書の交付サービスが利用できません。

軽自動車・自動車 廃車・譲渡など手続きは早めに

閩軽三輪、軽四輪は軽自動車検査協会
(TEL050・3816・1841)、
軽二輪、小型二輪、自動車は**近畿運輸局大阪運輸支局**(TEL050・5540・2058)、
原動機付自転車・小型特殊自動車は**市税制課**(TEL6384・1244FAX6368・7344)

廃車や譲渡をした人、盗難に遭った人は4月1日(木)までに手続きをしないと、引き続き軽自動車税(種別割)や自動車税(種別割)が登録名義人にかかります。3月下旬は窓口が大変混雑します。早めの手続きをお願いします。

転出届 出張所での手続き・郵送の利用を

閩市民課
(TEL6384・1235FAX6368・7346)

転出届は、千里・山田・千里丘の各出張所の窓口や郵送でも届け出ができます。

転出先の住所と引っ越し日が決まっていれば、本来の手続き期間である引っ越し日の14日前より早い時期でも届け出ができます。詳しくは市ホームページを確認してください。

休日臨時窓口 3月13日~4月10日の土曜日午前中に市役所で転入・転出・転居届を受け付けます。市民課以外の手続きが必要な場合は、後日手続きを行う必要があります。詳しくは各室課へ。

課税所得証明書 コンビニなどで取得できます

閩税制課
(TEL6384・1243FAX6368・7344)

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で取得できます。発行できる証明書は本人分のみで、令和2年度(令和元年中所得)、令和元年度(平成30年中所得)の証明書が取得できます。

マイナンバーカードの申請・交付については、市マイナンバーコールセンター(TEL6318・7775FAX6368・7346)に問い合わせください。

取得できる人 次のすべてに当てはまる人。

- (1)マイナンバーカードを持っている人。
- (2)証明書の交付日時時点で、市に住民登録がある人。
- (3)証明書の対象年度の1月1日(賦課期日)も市内在住だった人。
- (4)証明書の対象年度の市・府民税の申告書などの課税資料を提出した人。

利用可能時間 午前6時30分~午後11時。年末年始、メンテナンス時は除く。

▶**費用**1通200円。



重要な手続きや
制度改正などを
お知らせします。

必ず
読んでね

老人医療費助成制度の廃止

閩障がい福祉室
(TEL6170・4816FAX6385・1031)

老人医療費助成制度は3月31日(水)ですべて廃止になります。4月以降の医療費は健康保険の負担割合で支払ってください。自立支援医療や指定難病など他の医療費助成はそのまま使えます。

■老人医療から重度障がい者医療への移行

以下の対象と所得基準額を満たし、健康保険に加入している人は、重度障がい者医療費助成制度に申請できます。詳しくは問い合わせください。

▶**対象**身体障がい者手帳1・2級の人。療育手帳A(重度)の人。療育手帳B1(中度)で身体障がい者手帳3~6級の人。精神障がい者保健福祉手帳1級の人。特定医療費(指定難病)受給者証か、特定疾患医療受給者証を所持し、障がい年金1級か特別児童扶養手当1級相当の人。

4月15日(木)まで 市・府民税の申告と確定申告

閩吹田税務署(TEL6330・3911)か**市民税課**(TEL6384・1248FAX6368・7344)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告書は郵送で提出してください。

市・府民税の申告と確定申告の申告期限を4月15日(木)まで延長します。ただし、3月16日(火)以降に申告をすると、申告内容が税額決定通知書に反映されないことがあります。その場合、後日申告内容を反映した通知書を送ります。また、6月から発行される課税所得証明書への反映も遅れる場合があります。

申告時に必要なもの

令和2年中の収入の分かるもの	帳簿や給与・公的年金の源泉徴収票など
各種控除証明書	生命保険料控除証明書、医療費の明細書など
マイナンバー確認書類	個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号入りの住民票など
本人確認書類	個人番号カード、運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの書類1点か、健康保険証、年金手帳など顔写真のないものは2点。代理人が申告する場合は、代理人の本人確認書類、代理権を確認する書類も必要

	申告会場	期間
所得税・消費税などの確定申告	吹田税務署	4月15日(木)までの月~金曜日午前9時~午後5時(相談受け付けは午後4時まで)
市・府民税の申告	市役所低層棟2階の税務会議室※3月16日(火)以降は市民税課202番窓口	4月15日(木)までの月~金曜日午前9時~午後5時15分